

○大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

昭和五十四年四月一日

大分県規則第十七号

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則をここに公布する。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 自主基準の届出等(第二条・第三条)

第二章の二 不適正な取引行為(第三条の二)

第三章 大分県消費者苦情処理委員会の組織及び運営(第四条―第十一条)

第四章 消費者訴訟費用の貸付け(第十二条―第二十六条)

第四章の二 知事への申出(第二十六条の二)

第五章 大分県消費生活審議会の組織及び運営(第二十七条―第三十一条)

第六章 雑則(第三十二条―第三十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十三年大分県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 自主基準の届出等

(自主基準の届出)

第二条 条例第十八条第二項の規定による届出は、自主基準／設定／変更／廃止／届出書(第一号様式)により行わなければならない。

(平一七規則四四・一部改正)

(自主基準の告示)

第三条 知事は、条例第十八条第二項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 自主基準の名称
- 二 自主基準の設定者名
- 三 自主基準の設定、変更又は廃止の年月日
- 四 自主基準の内容

(平一七規則四四・一部改正)

第二章の二 不適正な取引行為

(平一七規則四四・追加)

第三条の二 条例第二十一条第一項の不適正な取引行為は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる行為とする。

(平一七規則四四・追加)

### 第三章 大分県消費者苦情処理委員会の組織及び運営

(委員長)

第四条 大分県消費者苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、苦情処理委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第五条 苦情処理委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 苦情処理委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 苦情処理委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調停の開始)

第六条 苦情処理委員会は、条例第三十六条第一項の規定により消費者苦情が調停に付されたときは、調停を開始するものとし、その旨を当該消費者苦情の申出をした者及び当該消費者苦情に係る事業者(以下「当事者」という。)に通知するものとする。

(平一七規則四四・一部改正)

(調停を行う委員の指名)

第七条 苦情処理委員会が行う調停は、一の消費者苦情ごとに、委員長の指名する委員(以下「調停委員」という。)が、これを行う。

(調停案の受諾の勧告)

第八条 調停委員は、調停に付された消費者苦情について、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において相当であると認めるときは、調停案を作成し、苦情処理委員会に諮り、当該当事者に対し、相当の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

(調停の打ち切り)

第九条 調停委員は、調停に付された消費者苦情について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、苦情処理委員会に諮つて、調停を打ち切ることができる。

- 2 前条の規定により勧告がなされた場合において、同条の規定により定めた期間内に当事者から調停案を受諾する旨の申出がなかつたときは、調停を打ち切るものとする。
- 3 苦情処理委員会は、前二項の規定により調停が打ち切られたときは、当事者にその旨を通知しなければならない。

(報告)

第十条 調停委員は、調停の手續が終了したときは、その結果及び経過を苦情処理委員会に報告しなければならない。

- 2 苦情処理委員会は、前項に規定する報告があつたときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(苦情処理委員会の庶務)

第十一条 苦情処理委員会の庶務は、生活環境部において処理する。

(昭五六規則二六・平九規則四三・平一四規則六九・平一六規則五二・一部改正)

第四章 消費者訴訟費用の貸付け

(消費者訴訟の援助の対象)

第十二条 条例第三十八条に規定する訴訟(以下「消費者訴訟」という。)の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助は、県内に住所を有している消費者に対し行うものとする。

(平一七規則四四・一部改正)

(貸付金の範囲)

第十三条 条例第三十八条の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の範囲は、次に掲げる費用とする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二章の規定により裁判所に納める費用
- 二 弁護士に支払う手数料、報酬その他の費用
- 三 前二号に掲げる費用のほか、消費者訴訟に要する費用で知事が適当であると認めるもの

(平一七規則四四・一部改正)

(一件当たりの被害額)

第十四条 条例第三十八条第三号の規則で定める額は、五十万円とする。

(平一七規則四四・一部改正)

(貸付金の限度額等)

第十五条 消費者訴訟一件当たりの貸付金の限度額は、百万円とする。

2 貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第十六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申請書(第二号様式)により知事に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第十七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第十八条 知事は、第十六条に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めるときは貸付金の貸付けを決定してその内容を、又は適当でない認めるときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けを決定する場合において必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(貸付金の交付)

第十九条 前条第一項の規定により貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、消費者訴訟資金貸付請求書(第三号様式)により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書を受理したときは、当該請求をした者に、消費者訴訟資金借用証書(第四号様式)と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(貸付金の返還)

第二十条 条例第三十九条第一項の規定による貸付金の返還は、当該貸付金の貸付けに係る消費者訴訟が終了した日の翌日から起算して六箇月以内で知事が定める日までに、一括して行わなければならない。

(平一七規則四四・一部改正)

(貸付金の返還の猶予)

第二十一条 条例第三十九条第二項の規定により貸付金の全部又は一部の返還を猶予する

ことができる場合は、災害、疾病その他やむを得ない理由により猶予する必要があるときとする。

- 2 第十九条の規定により貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還猶予申請書(第五号様式)により知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは貸付金の返還の猶予を決定してその内容を、又は適当でない認めるときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(平一七規則四四・一部改正)

#### (返還の免除)

第二十二條 条例第三十九条第二項の規定により貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる場合は、判決又は和解によつて確定した額が、貸付金の額を下回つたときその他知事が特に必要があると認めるときとする。

- 2 借受人は、貸付金の返還の免除を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還免除申請書(第六号様式)により知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは貸付金の返還の免除を決定しその内容を、又は適当でない認めるときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(平一七規則四四・一部改正)

#### (貸付けの取消し等)

第二十三條 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による貸付けの決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 正当な理由がなく第十八条第一項の規定による通知を受けた日から起算して三箇月以内に消費者訴訟を提起しないとき。
- 二 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- 三 第十八条第二項の規定により付された条件に違反したとき。
- 四 虚偽その他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。

- 2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消した場合において既に交付した貸付金があるときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。
- 3 借受人は、前項の規定により貸付金の返還を命ぜられたときは、当該貸付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該貸付金の額に年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を納めなければならない。

#### (延滞利息)

第二十四条 借受人は、第二十条に規定する日までに貸付金を返還しなかつたときは、その日の翌日から返還した日までの日数に応じ、当該返還すべき額に年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を納めなければならない。

(届出)

第二十五条 借受人(第六号に掲げる場合にあつては、当該消費者訴訟を承継する者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 消費者訴訟を提起したとき。
- 二 消費者訴訟が終了したとき。
- 三 訴訟代理人に変更があつたとき。
- 四 借受人又は訴訟代理人の住所又は氏名の変更があつたとき。
- 五 連帯保証人の変更又は連帯保証人の住所若しくは氏名の変更があつたとき。
- 六 消費者訴訟の承継があつたとき。

2 借受人又は訴訟代理人は、当該裁判が終了したときは、速やかに、その結果を消費者訴訟結果報告書(第七号様式)により知事に報告しなければならない。

(報告等)

第二十六条 知事は、必要に応じ、貸付金の使途について借受人に報告を求め、又は必要書類を閲覧することができる。

第四章の二 知事への申出  
(平一七規則四四・追加)

第二十六条の二 条例第四十条の規定により申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所又は名称及び所在地
- 二 申出の趣旨及び求める措置の内容
- 三 その他参考となる事項

(平一七規則四四・追加)

第五章 大分県消費生活審議会の組織及び運営

(会長)

第二十七条 大分県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第二十九条 審議会に、特定の事項を専門的に調査研究するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該特定の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、会長又は部会長の求めに応じ、審議会又は部会の会議に出席して意見を述べるができる。

(部会)

第三十条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付記された事項について調査審議する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 第二十七条第三項及び第二十八条の規定は、部会の会議について準用する。

(消費生活審議会の庶務)

第三十一条 消費生活審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(昭五六規則二六・平九規則四三・平一四規則六九・平一六規則五二・一部改正)

第六章 雑則

(身分証明書)

第三十二条 条例第四十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第八号様式)とする。

(平一七規則四四・一部改正)

(公表)

第三十三条 条例第四十二条第一項の規定による公表は、大分県報に登載するほか、県民に広く周知できる方法により行うものとする。

(平一七規則四四・一部改正)

(委任)

第三十四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六六号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第六九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第三条の二関係)

(平一七規則四四・追加)

一 条例第二十一条第一項第一号に該当する行為	一 商品及び役務(以下「商品等」という。)の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことが主要な目的であるかのように告げて、又はそのよう
------------------------	--



	<p>な広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>二 商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の消費者の契約締結の判断に影響を及ぼす重要な事項(以下「商品等に関する重要事項」という。)で、事業者が保有し、又は保有し得る情報を提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>三 事業者の氏名又は名称及び住所等を明らかにしないで、又は偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>四 消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>五 商品等の販売に際し、商品等に関する重要事項について、事実と異なることを告げ、若しくは誤信させるような情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>六 商品等に関する重要事項について、実際のもの若しくは自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良若しくは有利であると誤信させるような言動を用いて、又はそのような広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>七 商品等の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>八 自らを官公署、公共的団体、著名な法人等(以下「官公署等」という。)の職員等と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>九 消費者が過去に関係した取引に関する情報を利用して、当該取引を継続する義務があるかのように告げ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、若し</p>
--	--

	<p>くは現在被っている不利益の拡大を防止し、若しくは新たな不利益を被ることを防止するかのようになげ、又は消費者に不安を覚えさせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十 消費者がその住居若しくは業務を行つてゐる場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去せず、又は消費者が勧誘されてゐる場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十一 路上その他の場所において消費者を呼び止め、又は消費者を電話等により呼び出し、その場で、又は営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十二 商品等の販売に関し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝を反復して送信すること等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十三 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十四 威圧的な言動等を用いて、又は長時間にわたり反復して、若しくは早朝若しくは深夜に電話をかけ、若しくは訪問する等の困惑させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十五 主たる目的以外の商品等を意図的に無償又は廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十六 商品等を販売する目的で、検査等の役務又は商品が無償又は著しく廉価で提供することにより生ずる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
--	---

	<p>十七 消費者の健康、財産又は将来の不安その他の生活上の不安を殊更にあおる言動等により、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>十八 消費者に対し、年齢、職業、収入その他の契約に関する重要事項を偽ることを唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>二 条例第二十一条第一項第二号に該当する行為</p>	<p>一 消費者が購入の意思を示した主たる商品等と異なるもの又は消費者に説明した内容と異なることを記載した契約書を作成させる行為</p> <p>二 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させる行為</p> <p>三 商品等の購入に伴って消費者が金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させる行為</p> <p>四 消費者に名義の貸与を求め、又は消費者を欺き、若しくは唆して、実体と異なる契約又はその意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>五 消費者からの契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張(以下「契約の申込みの撤回等」という。)をすることを不当に制限する条項を定めた契約を締結させる行為</p> <p>六 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約をさせる行為</p> <p>七 事業者の債務不履行、債務の履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じる事業者の損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>八 法令の規定が適用される場合に比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、不当に消費者の利益を害する内容の契約を締結させる行為</p> <p>九 クレジットカード、会員証、パスワード等商品等の</p>

	<p>供給を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当な責任を負担させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>十 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める内容の契約を締結させる行為</p>
<p>三 条例第二十一条第一項第三号に該当する行為</p>	<p>一 消費者、その保証人その他法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、又は長時間にわたり反復して、若しくは早朝若しくは深夜に電話をかけ、若しくは訪問する等の困惑させるような言動等を用いて、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>二 正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を信用情報を取り扱う機関若しくは消費者等の関係人に通知し、若しくは一般に流布する旨を消費者等に告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>三 消費者を欺き、威迫し、又は困惑させるような言動等を用いて、預金の払戻し、生命保険の解約、借入れ等をさせることにより金銭を調達させ、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>四 契約の成立又はその内容について消費者が争っているにもかかわらず、契約の成立又はその内容を一方的に主張して、商品等の受領を迫り、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>五 消費者等の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話をかけ、又は訪問する等の不当な手段を用いて、当該消費者等の債務の履行について執ように協力を求め、又は協力をさせる行為</p> <p>六 事業者の氏名若しくは名称、住所等を明らかにしないで、又は偽つて、消費者等に対して、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>七 履行期限を過ぎているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の督促に対して適切な対応をしないで、債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為</p>

	<p>八 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件等を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず、消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為</p>
<p>四 条例第二十一条第一項第四号に該当する行為</p>	<p>一 消費者の法令又は契約に基づく契約の申込みの撤回等に際し、これを拒否し、若しくは無視し、又は消費者を欺き、若しくは威圧的な言動等により不当に妨げて、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>二 口頭で行われた契約の申込みの撤回等に同意する旨の意思を示したにもかかわらず、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>三 消費者からの信義誠実の原則に照らしやむを得ないと認められる理由による過大な量の商品等の購入契約の解除の申出若しくは継続的に商品等を供給する契約の中途解約の申出を正当な理由なく拒否し、若しくは解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の存続を強要する行為</p> <p>四 不当な額の対価、費用、損害賠償金等の支払いを要求する旨を消費者に告げ、法令又は契約に基づく契約の申込みの撤回等を妨げて、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>五 法令又は契約により、その使用若しくは消費又は利用により消費者が契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこととなる商品等について、その旨を説明せず、かつ、消費者を誘導して当該商品等を使用若しくは消費又は利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>六 契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これを認めず、又はこれにより法令若しくは契約に基づき生ずる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の全部若しくは一部の履行を正当な理由なく拒否し、若しくは遅延させる行為</p>

<p>五 条例第二十一条第一項第五号に該当する行為</p>	<p>一 販売業者等(商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。)が一の項若しくは二の項に規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していればそのことを知り得たにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為</p> <p>二 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような言動等を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為</p> <p>三 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為</p> <p>四 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払いを拒絶できる場合であるにもかかわらず、消費者又はその関係人に債務の履行を迫る行為</p>
-------------------------------	---

第1号様式(第2条関係)

(平17規則44・一部改正)

	<p>自主基準 設定 変更 廃止</p>	<p>届出書</p>
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 名称 代表者氏名 印 郵便番号 電話番号( ) -</p>		
<p>自主基準を下記の</p>	<p>設定</p>	<p>したので、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する</p>

とおり	変更 廃止	
<p>条例第18条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自主基準の名称</p> <p>2 自主基準の設定者名</p> <p>3 自主基準の内容 別紙のとおり</p> <p>4 自主基準の適用を受ける事業者(所在地、名称及び代表者名を記入すること。)</p> <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p>		

第2号様式(第16条関係)

(表)

消費者訴訟資金貸付申請書			
大分県知事 殿		年 月 日	
		住所	
		申請者 氏名	印
		生年月日 年 月 日	
		職業	
		郵便番号	
		電話番号( )	—
<p>貸付金の貸付けを下記のとおり受けたいので、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第16条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
被害額	円	損害賠償請求額	円
貸付申請金額	円		
代理人 訴訟	氏名	住所	
	生年月日 年 月 日	電話番号 ( ) —	職業
保証人 連帯	氏名	住所	
	生年月日 年 月 日	電話番号 ( ) —	職業
弁護士	氏名		

	事務所等所在地		電話番号( ) -
共同して訴訟を提起しようとする場合は、その人数(申請者を含む。) 人この場合、委任状を添付すること。			
相手方	氏名		住所
	法人の場合	名称	代表者氏名
		主たる事務所の所在地	
訴えを提起しようとする裁判所名		訴えを提起しようとする年月日 年 月 日	
添付書類 1 申請者の住民票 2 申請者の戸籍抄本 3 支払予定額を記載した書類			

第2号様式(第16条関係)

(平6規則22・一部改正)

(裏)

被害概要書				
※決定	貸付決定額 円	内訳	裁判所に納める 費用	円
	貸付年月日 年 月 日		弁護士に支払う 費用	円
	貸付決定番号 第 号		その他訴訟に要する費用	円
	否決 取下げ 年 月 日			

備考

※印欄には記入しないこと。

第3号様式(第19条関係)

(平6規則22・一部改正)

消費者訴訟資金貸付請求書
--------------



	年 月 日
大分県知事 殿	
	住所 請求者 氏名 印
年 月 日付け 第 号で貸付決定通知を受けた貸付金の交付を下記のとおり請求します。	
記	
貸付金の請求額	円

第4号様式(第19条関係)  
(平6規則22・一部改正)

	収入印紙 ちょう付欄		貸付 決定	番号 年月日	第 号 年 月 日	
消費者訴訟資金借用証書						
年 月 日						
大分県知事 殿						
住所 借受人 氏名 印						

住所  
連帯保証人  
氏名 印

年 月 日付け 第 号で貸付決定通知を受けた貸付金を下記のとおり借用します。  
 なお、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第18条第2項の規定により付された条件を遵守  
 します。

記

借受金額 円

添付書類 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

第5号様式(第21条関係)

(平6規則22・一部改正)

消費者訴訟資金返還猶予申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
申請者  
氏名 印

貸付金の返還の猶予を下記のとおり受けたいので、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第  
 21条第2項の規定により申請します。

記

貸付決定	番号	第 号
	年月日	年 月 日
消費者訴訟が終了した年月日		年 月 日
貸付金の総額		円

返還の猶予を受けようとする額		円
返還完了予定年月日		年 月 日
返還の猶予を申請する理由		
※決定	返還猶予決定額	円
	返還猶予期限	年 月 日
	返還猶予決定番号	第 号
	返還猶予決定年月日	年 月 日
	否決 取下げ	年 月 日
		摘要

備考

※印欄には、記入しないこと。

第6号様式(第22条関係)

(平6規則22・一部改正)

消費者訴訟資金返還免除申請書		
		年 月 日
大分県知事 殿		住所 申請者 氏名 印
貸付金の返還の免除を下記のとおり受けたいので、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第22条第2項の規定により申請します。		
記		
貸付決定	番号	第 号
	年月日	年 月 日
消費者訴訟が終了した年月日		年 月 日
貸付金の総額		円
返還の免除を受けようとする額		円
消費者訴訟に要した費用の額		円
判決又は和解によって確定した額		円

返還の免除申請の理由		
※決定	返還免除決定額	円
	返還免除決定番号	第 号
	返還免除決定年月日	年 月 日
	否決	取下げ 年 月 日

備考

※印欄には、記入しないこと。

第7号様式(第25条関係)

(平6規則22・平11規則66・一部改正)

消費者訴訟結果報告書	
年 月 日	
大分県知事	殿
	住所 借受人又は 訴訟代理人 氏名
<p>消費者訴訟が下記のとおり終了したので、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条第2項の規定により報告します。</p>	
記	
事件名	年( )第 号
借受人(原告)氏名	
相手方(被告)氏名	
終了日時	年 月 日( 時)
裁判所	
訴訟結果	

<p>添付書類 収支精算を記載した書面</p>
-------------------------

第八号様式(第四十一条関係)  
(平17規則44・全改)

(表面)

	9cm			
6cm	第 号			
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第41条第2項の規定による			
	身分証明書 職名及び氏名			
	写真  (2.5cm×3cm)	押出スタンプ	年 月 日生 年 月 日交付	
	大分県知事			印

	<p>大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(抜す い)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第41条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他</p>
--	--

	<p>の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--	---